

監査懇話会

第245回 監査実務研究会

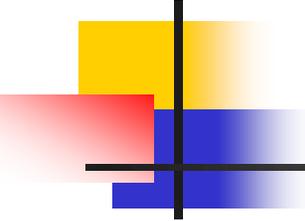
---

# KAMへの対応

## (KAMシリーズ第3弾)

KAM = Key Audit Matters (監査上の主要な検討事項)

2021年2月15日 (月)  
石油資源開発株式会社  
常勤監査役 下村恒一



# 本日も話すること

---

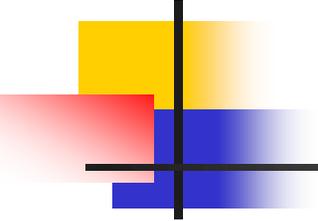
1. KAMの概要
2. KAMが早期適用された事例の紹介
3. KAMが早期適用された事例から学ぶ
4. まとめ

# 当社概要と自己紹介



社名	石油資源開発株式会社
本社	東京都千代田区丸の内1-7-12（日本監査役協会の隣）
沿革	1955年に特殊会社として創立、1970年に民間会社として再発足
事業内容	国内外における石油、天然ガスの探鉱・開発・生産・販売 2020年に天然ガス火力発電所（118万KW）の営業運転開始
規模	売上高 3,188億円、従業員 1,739人（2020年3月期、連結）
機関設計	監査役会設置会社
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

- 1982年 入社以後、20年間海外事業を担当
- 2003年 広報IRを担当（5年間）
- 2008年 海外事業部門に復帰（10年間）
- 2018年6月 常勤監査役に就任（現在3年目）



# 1. KAMの概要

---

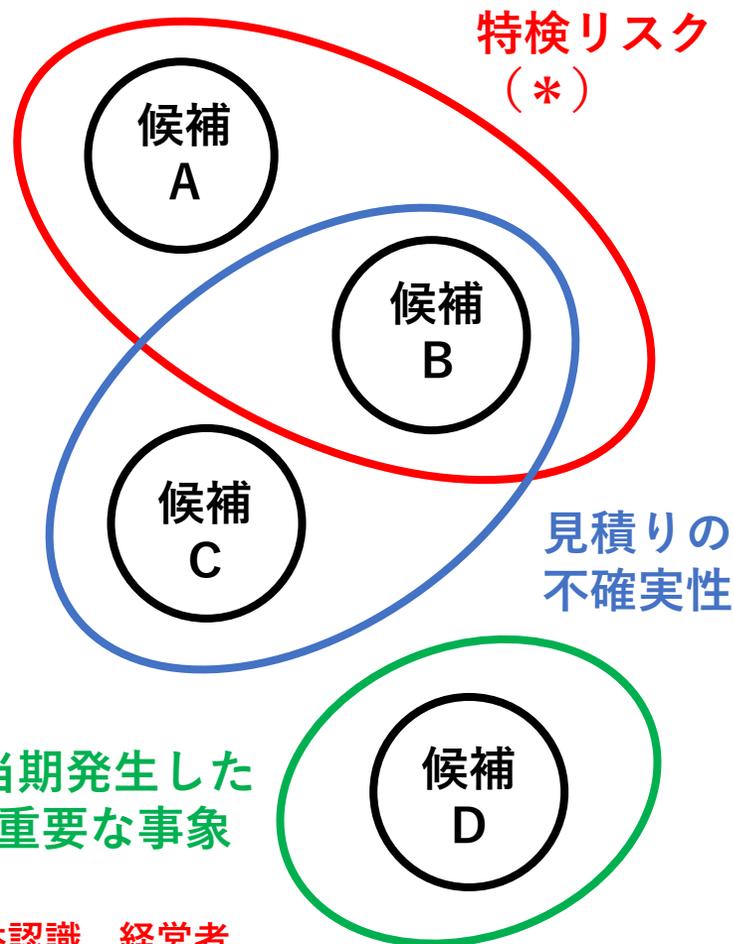
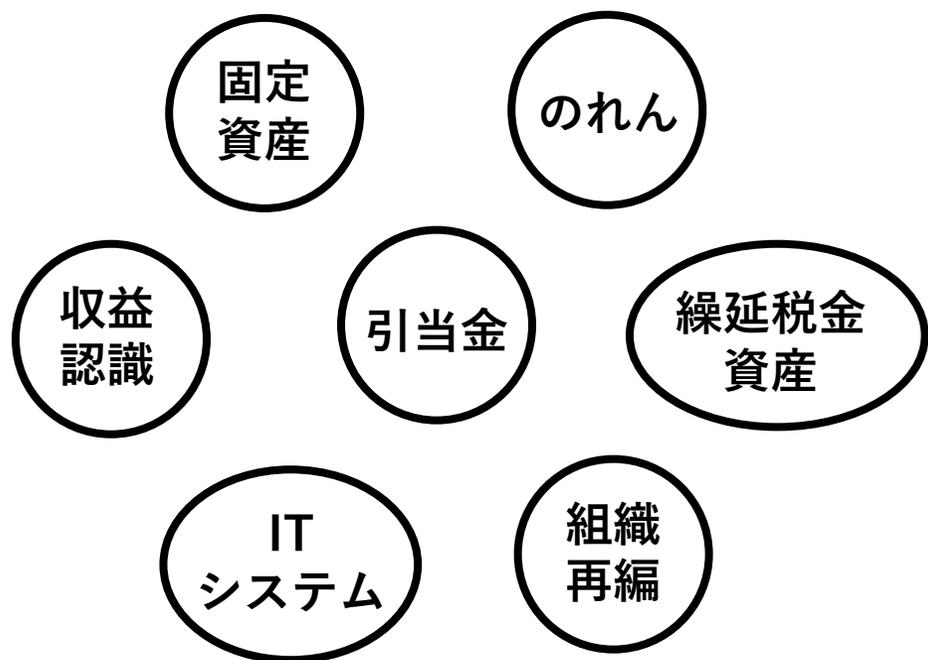
- KAMの定義（決定のプロセス）
- KAMが導入された経緯
- KAMの目的と期待される効果

# KAMの定義（決定のプロセス）

監査人が監査役  
と協議した事項

特に注意を払った事項

職業的専門家  
として特に重要  
と判断した事項



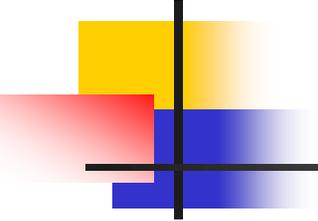
KAM 1

KAM 2

相対的な重要性  
による選択

(\*) 不正な収益認識、経営者  
による内部統制の無効化

「監査基準委員会報告書701」を参考に作成



# KAMが導入された経緯

**2016年3月 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言**

- 会計監査の信頼性確保のための取組み
- 株主等へ提供する情報を充実させるための施策として「監査報告書の透明化」

**2018年7月 企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」**

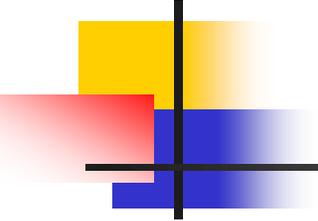
- 監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の記載を求める監査基準の改訂

**2018年11月 関連法令の整備**

- 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

**2019年2月 監査基準委員会報告書 701（実務上の指針）**

- 独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告

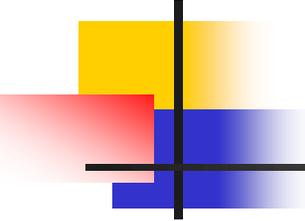


# KAMの目的と期待される効果

**目的**：監査人が実施した監査の**透明性を向上**させ、監査報告書の**情報価値を高める**こと

**期待される効果**：

- ① 監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることで、監査の**信頼性向上に資すること**
- ② 財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する**理解が深まるとともに、経営者との対話が促進されること**
- ③ 監査人と監査役等との間のコミュニケーションや、監査人と経営者との間の**議論を更に充実させる**ことを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによって、**効果的な監査の実施につながる**こと



## 2. KAMが早期適用された事例の紹介

---

- 早期適用の会社と監査法人
- 早期適用されたKAMの個数
- 早期適用の事例

# 早期適用の会社と監査法人

## ■ 業種別に見ると、金融関係が多い

- 銀行業、証券・商品先物取引業に  
その他金融業の2社を合すると15社
- 非上場の3社は全てMUFGの子会社

	業種	上場	非上場	合計
1	銀行業	6	2	8
2	電気機器	5		5
2	証券・商品先物取引業	4	1	5
4	不動産業	4		4
5	輸送用機器	3		3
5	卸売業	3		3
	全社の合計	45	3	48

## ■ 大手監査法人に集中

- その他4社の内訳は、太陽が2社、東陽とアバンティアが各1社

	監査法人	会社数
1	新日本	15
2	あずさ	13
3	トーマツ	12
4	あらた	4
4	その他	4
	合計	48

# 早期適用されたKAMの個数

連結、個別ともに会計上の見積りに関連するものが多い

	連結財務諸表（47社）	KAMの数
1	固定資産の評価	19
1	引当金の見積り	19
3	のれんの評価	17
4	収益認識	10
4	その他（*）	10
	全47社の合計	102
	1社当たりの平均	2.2

\* 新型コロナウイルス感染症拡大（AOKI）や  
将来油価前提（三井物産）など

	個別財務諸表（38社）	KAMの数
1	関係会社株式の評価	16
2	引当金の見積り	9
3	収益認識	8
4	固定資産の評価	5
5	ITシステムの評価	3
	全38社の合計	48
	1社当たりの平均	1.3

個別では、10社でKAMが無し（全て純粋持株会社）

# 早期適用の会社（業種別）の主なKAM

**連結**

	業種と会社数	主なKAMの個数（1社で2個ある場合を含む）
①	銀行業（8社）	貸倒引当金（8個）、「のれん」の評価（3個）、組織再編（3個）
②	電気機器（5社）	収益認識（3個）、「のれん」の評価（2個）
③	証券・商品先物取引業（5社）	金融商品の評価（4個）、繰延税金資産の評価（2個） 組織再編（2個）
④	不動産業（4社）	固定資産の評価（4個）、棚卸資産の評価（4個）
⑤	輸送用機器（3社）	製品保証引当金（3個）、貸倒引当金（2個）
⑥	卸売業（3社）	固定資産の評価、「のれん」の評価、将来油価前提、組織再編、 収益認識（各1個）

- ① 新生、三菱UFJ、MUFG、りそな、三井住友トラスト、三井住友HD、みずほ、三菱UFJ信託
- ② 日立、三菱電機、富士通、ソニー、キャノン
- ③ 野村、大和、岡三、三菱UFJ証券、日本取引所グループ
- ④ 三井不動産、三菱地所、野村不動産、東急不動産
- ⑤ デンソー、トヨタ、ホンダ
- ⑥ 三井物産、住友商事、三谷産業 **卸売業は各社各様**

# 早期適用の会社（業種別）の主なKAM

個別

業種	主なKAMの個数（1社で2個ある場合を含む）
① 銀行業（5社）	関係会社株式の評価（3個）、貸倒引当金（3個）
② 電気機器（5社）	収益認識（3個）、関係会社株式の評価（2個）
③ 証券・商品先物取引業（3社）	金融商品の評価、関係会社株式の評価、ITシステムの評価（各1個）
④ 輸送用機器（3社）	製品保証引当金（4個）
⑤ 卸売業（3社）	関係会社株式の評価（3個）、収益認識（1個）

① 新生、三菱UFJ、MUFG、りそな、三菱UFJ信託

② 日立、三菱電機、富士通、ソニー、キャノン

③ 三菱UFJ証券、松井、日本取引所グループ 証券・商品先物取引業は各社各様

④ デンソー、トヨタ、ホンダ

⑤ 三井物産、住友商事、三谷産業

# 富士通 (新日本)

## KAM

**減損損失  
の計上**

有形固定資産および無形資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記4、8、9及び27に記載されているとおり、会社は2020年3月31日現在、有形固定資産570,170百万円、無形資産107,213百万円を計上しており、当連結会計年度に主に電子部品事業や海外事業の事業再編に関連して27,615百万円の減損損失を計上している。また、テクノロジーソリューションセグメントに含まれる、システムプラットフォーム事業に属する資産について、減損の兆候を識別し、減損テストを実施している。</p> <p>会社は減損テストにあたって、資金生成単位における回収可能価額を、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定した使用価値により測定している。</p> <p>使用価値の見積りにおける重要な仮定は、経営者によって承認された3ヶ年の中期経営計画及び将来の不確実性を反映させた4年目以降の期間の将来キャッシュ・フローの見積り並びに割引率であり、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定している。中期経営計画及びその後の将来キャッシュ・フローは、主として販売数量の拡大及び市場の成長率の予測の影響を受ける。</p> <p>減損テストは複雑であり、将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率については不確実性を伴い、経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産及び無形資産の減損を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用価値の算定における評価方法を検証した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローの予測期間について、関連する資産の残存耐用年数と比較した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる経営者によって承認された3ヶ年の中期経営計画との整合性を検証した。また、過年度における中期経営計画とその実績を比較した。</li> <li>・ 中期経営計画の見積りに含まれる主要なインプットである販売数量及び市場の成長率について、経営者と議論するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、類似企業との比較、並びに過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>・ 将来の不確実性を反映させた4年目以降の将来キャッシュ・フローの見積りに関して、経営者による将来の不確実性の評価について検討した。</li> <li>・ 割引率の構成要素については、市場予測及び利用可能な外部データと比較した。また、割引率に関して感応度分析を実施した。</li> </ul>

### KAMの決定理由

- 減損テストは複雑
- 見積りの不確実性

中期経営計画を参照した点が財務諸表利用者にとって有用と評価（会計士協会の分析レポート）

### 監査上の対応

- 将来キャッシュ・フローの検討 (IFRS)

# 三菱地所（新日本）

KAM

再開発事業に関連する有形固定資産の評価

減損の有無を書いていない

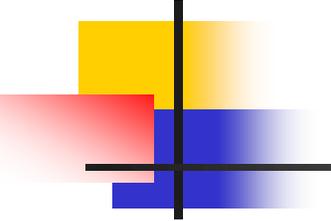
KAMの決定理由

- 減損の兆候の把握は複雑
- 減損判定の不確実性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、複数の再開発事業に従事しており、当該事業のために取得した有形固定資産を連結貸借対照表上、主に土地及び建設仮勘定として計上している。不動産の再開発事業には、プロジェクトの遅延や計画変更が生じる結果、当初見込みよりも収益性が低下する潜在的なリスクが存在する。</p> <p>具体的には、再開発予定地区における他の地権者からの合意がとれないリスク、自治体から開発許可が下りないリスク、建設コストの上昇リスク、工事遅延リスク、リーシングが計画通りに進捗しないリスク等が存在する。ここで、再開発事業に関連する有形固定資産について、減損の兆候の有無を把握し、減損損失の認識の要否を判定するに際しては、それらの様々なリスクを総合的に評価し、最終的に開発コストが回収できるかどうかの検討を行なう必要がある。また、再開発完了後の想定賃料、現在の価値を維持するための合理的な設備投資、ターミナル・バリュー等、開発コストの回収可能性の検討において使用される情報の性質及び信頼性は様々であり不確実性を伴う。</p> <p>したがって、再開発事業に関連する有形固定資産については、減損の兆候の有無の把握は複雑であり、また、減損損失の認識の要否の判定には高い不確実性が伴うため、当監査法人は、当該領域を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、再開発事業に関連する有形固定資産に係る減損の兆候の有無の把握と減損損失の認識の要否の判定について検討するため、一件あたりの既支払額について当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る全てのプロジェクトについて、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減損の兆候判定については、回収可能額を著しく低下させるような重要な変化が再開発プロジェクトにおいて発生していないかどうかを検討するために、取締役会議事録、稟議書等の根拠資料の査閲、案件担当部署への質問により、再開発予定地区における他の地権者との協議状況、重要な許認可の取得の状況、建設コストの相場の状況、工事進捗の状況、リーシングの状況を含む再開発プロジェクトの直近の状況に関する当監査法人としての理解を更新した。加えて、開発コストの実際発生額について投資予算及び事業計画との比較を行った。</li> <li>・減損の兆候があると判定された再開発事業に関連する有形固定資産については、将来キャッシュ・フロー見積りを入手し、見積りの主要な仮定である再開発完了後の想定賃料、現在の価値を維持するための合理的な設備投資、ターミナル・バリュー等について、会社以外の情報源から入手した業界情報との比較を行なうことにより検討を行なった。</li> </ul>

監査上の対応

- 減損の兆候判定
- 兆候あれば、将来キャッシュフローの検討（日本基準）



## 上記2社のKAMを比較

---

- KAMの決定理由（減損判定の複雑性、見積りの不確実性）、監査上の対応（将来キャッシュフローの検討）ともに似たような書きぶりなのに、減損の有無は異なっている
- いずれの監査報告書にも「監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、**当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない**」とある
- KAMの目的である、透明性の向上と情報価値を高めるためには、**プロセスだけでなく、結果や意見も記載すべき**

# AOKI (あらた) ①

監査役とコミュニケーションを行った項目を一覧表で表した点が財務諸表利用者にとって有用と評価（会計士協会の分析レポート）

	監査役とコミュニケーションを行った潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響	潜在的影響額 (*3, 4)	発生可能性 (*3, 4)
A	新型コロナウイルス感染症拡大による影響 (*1)	高	高
B	ファッション事業における減損会計の適用 (*2)	高 ↑	高 ↑
C	エンターテインメント事業における減損会計の適用 (*2)	高 ↑	高 ↑
D	ファッション事業における棚卸資産の評価	中 →	中 ↑
E	アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用	低 →	中 ↑
F	繰延税金資産の回収可能性	中 →	低 ↑
G	資産除去債務の計上	低 →	低 ↓
H	経営者による内部統制の無効化リスク (*2)	高 →	低 →
I	収益認識に係るリスク	高 →	低 →
J	不動産賃貸事業に係る表示方法の変更 (*1)	低	中
K	セグメント情報の変更 (*1)	低	中

11個の内から影響額と発生可能性が高い3個をKAMに選定

\*1：当連結会計年度に新たに監査役とコミュニケーションを行った項目である。

\*2：特別な検討を必要とするリスクに該当する項目である。

\*3：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

\*4：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるよう「高」「中」「低」内で変動があった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

# AOKI (あらた) ②

## 早期適用の企業の内「コロナ」をKAMとした唯一の事例

KAM

<p><b>新型コロナウイルス感染症拡大が財務報告に与える影響</b></p> <p>(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由) 2019年11月に発生が確認された新型コロナウイルスは、中国から東アジア、さらには欧米各国に感染が拡大し、各国政府により感染拡大防止のため特定地域の封鎖及び旅行や勤務の制限等の規制が行われる状況となった。会社グループにおいては、日本政府により2020年4月7日に発出された緊急事態宣言を受け、特定警戒都道府県にある店舗等の閉鎖を含む対応を行っていた。2020年5月25日の緊急事態宣言解除後に店舗は段階的に再開しているものの、ファッション事業及びエンターテインメント事業においては、一部店舗の時間短縮営業が2020年6月26日(監査報告書日)現在も継続している。また、再開した店舗においても新型コロナウイルス感染症の影響は事業活動に大きな影響を及ぼしている(連結財務諸表注記(追加情報)及び(重要な後発事象)「1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う2020年4月以降の店舗臨時休業等による影響」参照)。 このような新型コロナウイルス感染症拡大を巡る状況は、会社グループの当連結会計年度の財務報告及び当監査法人の会計監査に広範な影響を及ぼすことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p> <p>(監査上の対応) 当監査法人では新型コロナウイルス感染症拡大に係る状況と不確実性が企業の財務報告及び当監査法人の監査業務に及ぼす広範な影響に対応するための標準的な監査戦略手法を開発しており、これに基づき以下の事項を含む監査計画及び監査手続の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査リスク全般の評価の見直し</li><li>・ 会計上の見積り(固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等)に与える影響の検討</li><li>・ 開示(追加情報や後発事象等)の妥当性に係る検討</li><li>・ 会社グループの内部統制のデザインや運用の変更の有無の検討</li><li>・ 実査、立会及び確認などの実証手続を含む監査手続の実施への制約の有無</li><li>・ 会社グループの決算及び監査スケジュールに与える影響</li><li>・ 継続企業の前提に係る経営者の評価の検討</li><li>・ 経営者確認書への記載事項の検討</li></ul> <p>これらの検討の結果、当監査法人は、特に固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性に係る会計上の見積りの妥当性及び追加情報及び重要な後発事象の開示について慎重な検討を実施した。</p>
---

### KAMの決定理由

- 臨時休業
- 時短営業

### 監査上の対応

コロナの影響に対応するために開発した、監査戦略手法に基づく監査計画と手続の見直し

# 三井物産（トーマツ）

## 将来油価前提

早期適用を実施した石油会社が1社あるが、油価そのものはKAMではない

### ■ KAMの決定理由

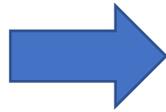
「原油の将来価格見積りは、・・・①足元で生じている新型コロナウイルス感染症及びOPECプラスによる原油の生産調整の不調の影響を受けて下落した市況水準と、②複数の第三者機関による中長期的な見通しを踏まえて決定される。・・・決定に際しては、**経営者による重要な判断が必要であり見積りの程度及び不確実性が高く、また価格見積りにより影響を受ける勘定科目が多岐に渡りその金額的重要性も高い**」

### ■ 監査上の対応

- 価格見積りの決定部署及び内部統制の実施責任者に対する質問の実施、証憑の査閲
- **経営者が使用した情報の信頼性、合理性について独自に入手した外部機関情報に基づき検討**
- 過去の価格見積りと実績との比較分析（過度に楽観的又は保守的となっていないかどうか）
- **経営者の見積りが監査人が合理的と考える許容可能な範囲内にあるかどうかの検討**

# 住友商事（あずさ）

見積りにおいて簿価を上回る余裕額を示した点が財務諸表利用者にとって有用と評価（会計士協会の分析レポート）



## 欧米州青果事業における無形資産の評価

バナナ&パイン事業及びマッシュルーム事業については、**回収可能価額が帳簿価額を上回る余裕部分がそれぞれ10,559百万円及び8,349百万円**であり、仮定が変動した場合に**減損損失の認識が必要となる可能性**がある。

## マダガスカルニッケル事業を営む持分法適用会社が保有する固定資産の評価

### 2020年6月19日 連結財務諸表の監査報告書

「当連結会計年度においては、コバルトの長期予想価格の見通しの下落、プロジェクト会社における設備トラブルに起因する不安定な生産状況及び2020年3月以降の新型コロナウイルス感染拡大による操業停止の状況を踏まえ、プロジェクト会社において固定資産の減損の兆候を認識し、減損テストを実施しているが、**固定資産の処分コスト控除後の公正価値が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識していない。**」

### 2020年7月20日 減損損失の発生に関するお知らせ

「・・・同プロジェクトの事業計画を見直した結果、プロジェクト会社が保有する固定資産の簿価を全額回収することは困難と判断し、**回収可能額まで減損損失を計上することになりました。**」

連結決算「持分法による投資損失」約550億円  
個別決算「投資有価証券評価損」約800億円

# 三菱UFJフィナンシャル・グループ (トーマツ)

2020年5月14日

連結計算書類の監査報告書

早期適用の企業の内「会社法」でもKAMを開示した唯一の事例

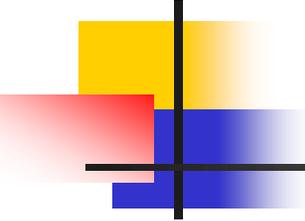


1ヶ月前倒して、同じ  
内容のKAMを記載

2020年6月26日

連結財務諸表の監査報告書

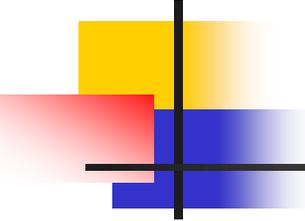
1. 貸倒引当金の見積り
2. 買収・出資に伴うのれん及びその他の無形固定資産の評価
  - (1) 企業結合取引により計上した無形固定資産の評価
  - (2) バンクダナモンの取得により計上したのれんの減損処理の要否



## 3. KAMが早期適用された事例から学ぶ

---

- 透明性、情報価値の向上
  - 英国の事例
- 監査人とのコミュニケーション
- 財務諸表利用者の期待と課題
- 会社法とKAM



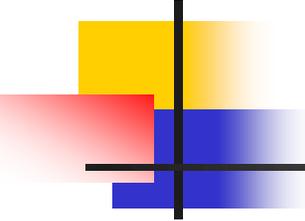
# 透明性、情報価値の向上①

- コロナの状況の中で早期適用したことは称賛に価する
- ボイラープレート化の懸念があったようだが、AOKIや三井物産など、個性的な記載も見られた
- 財務諸表作成責任者、監査役等からは、**監査手続の透明化や重点監査項目の開示による信頼度の向上**など、肯定的な回答あり（会計士協会の分析レポート）
- 財務諸表利用者からも、**おおむね期待どおりの記載**との回答（同上）
  - **のれんの減損損失の検討がKAMに記載され、翌四半期以降に損失が計上された事例が有用**
- 「投資家として注視する項目が多く取り上げられおり、**多くの企業でKAMが適切に選択された**」ニッセイ・アセット・マネジメント（月刊監査役 No.714 羅針盤）

# 透明性、情報価値の向上②

- 財務諸表利用者から、単に**会計基準をそのまま書き写しているだけ**のような事例が見受けられたことや**監査上の対応が具体的にイメージできる記載と簡素な記載との程度の差が大きかった**とのコメント（会計士協会の分析レポート）
- **監査人の手続の結果や主要な見解が記載された事例はなかった**（同上）
- **監査上の対応は、以下のいずれか又は組合せで記載する**（監基報701）
  - 監査アプローチの内容
  - 手続の簡潔な概要
  - **手続の結果**
  - **主要な見解**

記載してもよいと  
されている



# 透明性、情報価値の向上③

- 結果や見解の記載は任意だが、**個別の事項に対する意見を表明しない、又は表明しているという印象を与えない**ように留意することが適切である（監査報告書に関するQ&A、会計士協会）
- 個別意見のような印象を与える例として「会社の**見積りは合理的**」や「**見積金額は適切に算定されている**」などを挙げている（同上）
- 結果や見解を**記載しない理由**（KAM試行の取りまとめ、会計士協会）
  - 個別意見の表明との印象を与えかねない
  - 妥当と判断したと記載することに**有用性を見出すことはできない**
  - KAMに限定して識別された虚偽表示や内部統制の不備を記載しても、それだけでは**適切に評価できない**

# BP ① (Deloitte)

- 英国の石油メジャー
- KAMは全部で6個  
(他に減損、IT、経営者による内部統制の無効化など)

## 認識したリスク

- 市況（需給、価格）
- 固定資産の評価
- 廃坑義務による負債
- 気候変動関連の訴訟

## KAM

## 気候変動とエネルギー転換による影響

Potential impact of climate change and the energy transition (impacting PP&E, goodwill, intangible assets and provisions)	
Key audit matter description	How the scope of our audit responded to the key audit matter
<p>Climate change impacts BP's business in a number of ways as set out in the strategic report on pages 2-71 of the Annual Report and Accounts.</p> <p>It represents a strategic challenge with its implications becoming increasingly significant towards 2050 and beyond. Whilst many of BP's oil and gas properties and refining assets are long-term in nature, none are being amortised over a period that extends beyond this date. At current rates of depreciation, depletion and amortisation (DD&amp;A), the average life of the upstream PP&amp;E is seven years and the downstream PP&amp;E is 13 years. Accordingly, the related principal risks that we have identified for our audit are as follows:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Forecast assumptions used in assessing the value of assets within BP's balance sheet for impairment testing, particularly oil and gas price assumptions relevant to upstream oil and gas PP&amp;E assets, may not appropriately reflect changes in supply and demand due to climate change and the energy transition (see 'impairment of upstream PP&amp;E' below);</li> <li>• Recoverability of exploration and appraisal (E&amp;A) assets included within BP's balance sheet where the investment required in order to develop particular projects into producing oil and gas PP&amp;E assets might not be sanctioned by the board in future due to climate change considerations or a potential development may not be considered to be economic due to the impact of climate change and the energy transition on oil and gas prices (see 'impairment of exploration and appraisal assets' below)</li> </ul> <p>Management also assessed the following potential risks that could arise from climate change considerations.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• The carrying value of goodwill may no longer be recoverable and therefore may need to be impaired;</li> <li>• The useful economic lives of the group's PP&amp;E may be shortened as society moves towards 'net zero' emissions targets, such that the DD&amp;A charge is materially understated;</li> <li>• Decommissioning and asset retirement obligations may need to be brought forward with a resulting increase in the present value of the associated liabilities; and</li> <li>• Climate change-related litigation brought against BP, as disclosed in Note 33 to the financial statements and described on page 320 under legal proceedings, may lead to an outflow of funds requiring provision in the current year.</li> </ul>	<p><b>Overall response</b></p> <p>We held discussions with management, with Deloitte specialists and within the Group engagement team to identify the areas where we felt climate change could have a potential impact on the financial statements.</p> <p>We also established a climate change steering committee comprising a group of senior partners with specific sustainability and technical audit and accounting expertise within Deloitte to provide an independent challenge to our key decisions and conclusions with respect to this area.</p> <p><b>Audit procedures in respect of impairment of upstream oil and gas PP&amp;E assets and exploration and appraisal assets</b></p> <p>The audit response related to the two principal risks identified is set out under the key audit matters for impairment of upstream oil and gas PP&amp;E assets on pages 135-136 and the impairment of exploration and appraisal assets on page 137.</p> <p><b>Other audit procedures performed</b></p> <p>We challenged management's assertion that the impact of potential changes in DD&amp;A charges, or to decommissioning dates, would not have a material impact on the amounts reported in the current period, by making inquiries of relevant BP personnel outside the finance function, reviewing internal and external documents and conducting sensitivity analysis as part of our audit risk assessment procedures. We obtained third party forecasts of future refined petroleum product demand for those countries which are included in our group full audit scope for downstream, under a range of scenarios including scenarios noted as being consistent with achieving the 2015 COP 21 Paris agreement goal to limit temperature rises to well below 2°C ('Paris 2°C Goal'). These indicated that global demand for such products was expected to remain significant until at least 2040.</p> <p>We performed procedures to satisfy ourselves that, other than future oil and gas price assumptions, there were no other assumptions in management's goodwill calculations to which reasonably possible changes could cause goodwill to be materially misstated.</p> <p>We obtained an understanding of the controls identified by management as being relevant to ensuring the completeness and accuracy of litigation and climate change related disclosure within the Annual Report; we performed procedures to test these controls.</p>

## 監査上の対応

- 経営者との議論

監査人の側でも  
気候変動に関する  
運営委員会を設立

## 監査手続の概要

- 外部専門家起用

パリ協定の目標  
との整合性

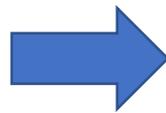
# BP ② (Deloitte)

## 認識したリスク

- のれんの減損

## KAMの決定理由

- 経営者の注目
- 監査委員会と協議
- 監査戦略への影響



The material upstream goodwill balance is recorded and tested at the segment level. The most significant assumption in the goodwill impairment test affected by climate change relates to future oil and gas prices (see 'impairment of upstream PP&E' below). Given the significant headroom in the goodwill impairment test, management identified no other assumption that could lead to a material misstatement of goodwill due to the energy transition and other climate change factors. Disclosures in relation to sensitivities for goodwill are included within Note 14 on pages 187-188.

The downstream segment has a goodwill balance at 31 December 2019 of \$3.9 billion, of which the most significant element is \$2.8 billion relating to the Lubricants business. Notwithstanding the expected global transition to electric vehicles, management noted that demand for lubricants is forecast to continue to grow until at least 2040, underpinning the substantial headroom in the most recent impairment test as described in Note 14.

As described on pages 70-71 and in Note 1, the impact of potential changes in DD&A charges, or to decommissioning dates would not have a material impact on the amounts reported in the current period.

The above considerations were a significant focus of management during the period which led to this being a matter that we communicated to the audit committee, and which had a significant effect on the overall audit strategy. We therefore identified this as a key audit matter.

### Key observations

### 重要な観察

経営者の見解  
と開示に満足

Key observations in relation to oil and gas price assumptions used in upstream oil and gas PP&E assets impairment tests, and the recoverability of exploration and appraisal assets including the impacts of climate change, are set out in the relevant key audit matter below.

Based on the audit evidence obtained both from internal and external legal counsel, we were satisfied with management's assertion that no provision should currently be made in respect of climate change litigation. We reviewed management's disclosure of the contingent liabilities in respect of these matters and concluded that the disclosures are appropriate.

We were satisfied with the results of our procedures relating to DD&A charges, goodwill and decommissioning.

We are satisfied that management's other disclosures in the Annual Report relating to climate change are consistent with the financial statements and our understanding of the business.

With regard to climate change litigation, we designed procedures specifically to respond to the risks that provisions could be understated or that contingent liability disclosures may be omitted or be inaccurate including:

- Holding discussions with the group general counsel and other senior BP lawyers regarding climate change matters;
- Conducting a search for climate change litigation and claims brought against the group; and
- Making written inquiries of, and holding discussions with, external legal counsel advising BP in relation to climate change litigation.

We read the other information included in the Annual Report and considered (a) whether there was any material inconsistency between the other information and the financial statements; or (b) whether there was any material inconsistency between the other information and our understanding of the business based on audit evidence obtained and conclusions reached in the audit.

## 訴訟に関する監査手続の概要

- BP内部の弁護士に加えて  
外部の弁護士とも協議

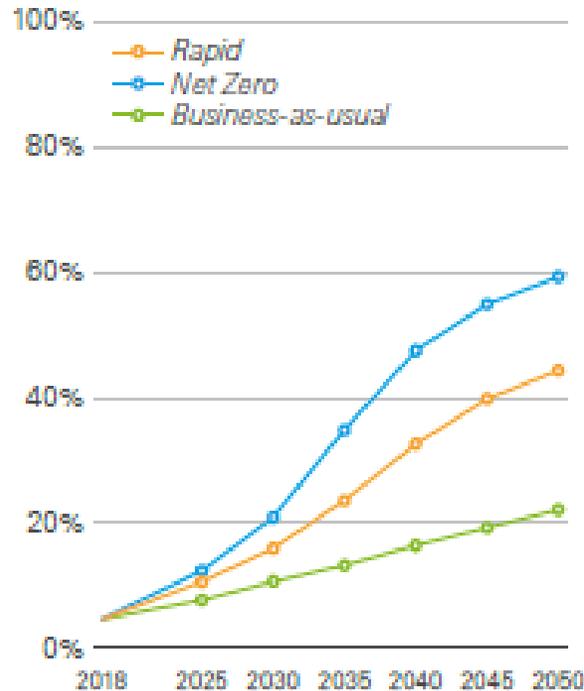
# 世界におけるエネルギー消費の予測（2050年）

## エネルギー消費に占める割合

Shares of primary energy

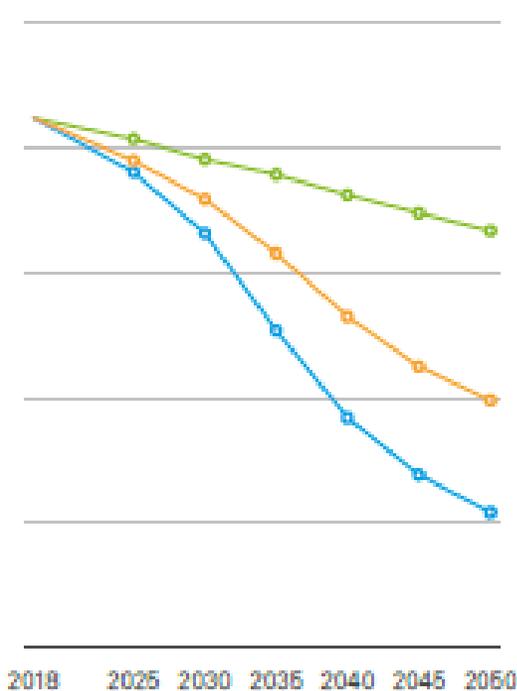
再生可能エネルギー

Renewables



石炭、天然ガス、石油

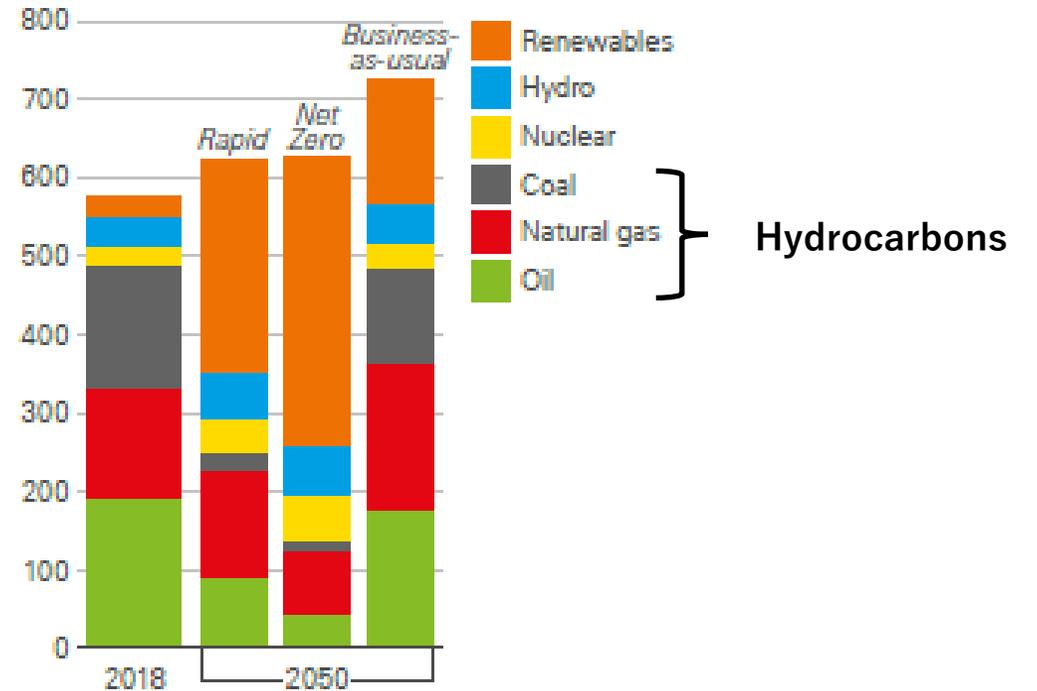
Hydrocarbons



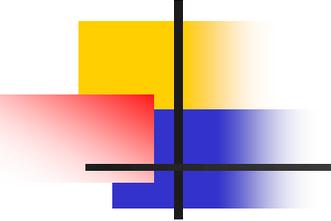
## エネルギー消費の内訳

Primary energy consumption by source

EJ

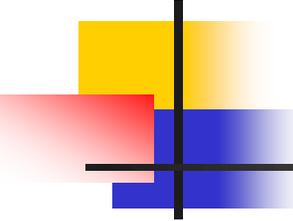


BPは、3つのシナリオ（Business-as-usual、Rapid、Net Zero）の内、どれを取っても、2050年における石油の消費は、2018年より減少する（今がピーク）と見込んでいる



# 監査人とのコミュニケーション

- 監査役等、財務諸表作成責任者から、**経営者、監査役等、監査人の間でコミュニケーションの深度が増した**との回答（会計士協会の分析レポート）
  - リスクについて**客観的・定量的に評価する仕組み**を再整理した
  - **監査上の対応が詳細に開示**されるため、理解が深まった
  - 監査人に従来以上の緊張感が生まれた
  - **KAMと財務諸表の注記との整合性**を検討することで監査品質が向上した
- 「これまでも監査人と監査役等の間でしっかり連携してきたので、コミュニケーションの本質に変化はなく、その内容が**文章として開示されることで明確になる**と考える」 監査役協会中村副会長（月刊監査役 No.708 特別対談）

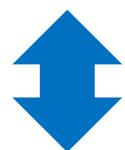


# 財務諸表利用者の期待と課題①

- 財務諸表利用者から「KAM記載の前提となる**財務諸表の注記事項、有報の記述情報を併せて充実させることが必要**」とのコメント（会計士協会の分析レポート）
  - 内閣府令で開示項目となった「**重要な会計方針及び見積り**」を活用して、充実したKAMの開示につなげている（月刊監査役 No.714）
- 投資家が監査役会の実効性を評価できるよう、**監査役会の活動状況（開催頻度、主な検討事項）の開示の拡充**に向けた働きかけを監査役等をお願いしたい（月刊監査役 No.714）
- 利用者と「監査役等との**対話の重要性**が高まる」楽天証券（月刊監査役 No.717 投資家が監査役等に求める対話とは）

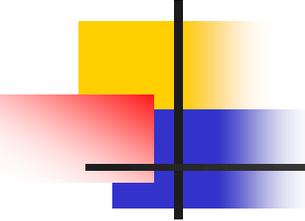
## 財務諸表利用者の期待と課題②

- 監査役等から「**KAMがアラームとして受け止められないように財務諸表作成者と利用者の理解が必要**」とのコメント（会計士協会の分析レポート）
- 財務諸表作成責任者から「**問題があった事項が記載されるという誤解がないように利用者への啓蒙活動が必要**」とのコメント（同上）



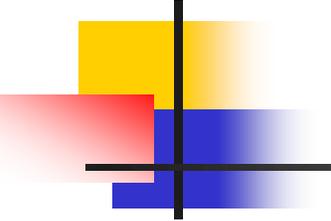
対話によりギャップを解消

- 財務諸表利用者から「**減損損失が計上されていないが、将来損失の計上される資産の存在が明らかになる可能性がある**。KAMによって提供される情報が有用」とのコメント（同上）
  - 日本取引所グループのKAM（3個）の一つはITシステムの評価



# 会社法とKAM

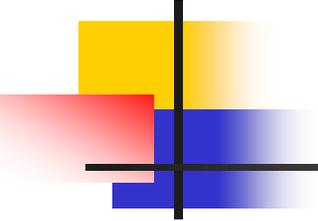
- 企業会計審議会の議論では、**会社法上のKAMの記載は任意**とされた（監査役協会 Q&A集）
  - **1ヶ月程度の前倒し**が必要、実務スケジュールが難しい
  - 事業報告と有報の**情報量の差**
- 早期適用の中で1社（MUFG）が会社法でもKAMを開示
- 株主総会に先立ち有報を提出した（会計士協会の分析レポート）
- 上記の対応ができない場合でも、総会の準備として想定問答の作成は必要（監査役協会 Q&A集）
  - **監査役等に対する監査人とのコミュニケーションについての質問**



# 4. まとめ

---

- 早期適用の事例は利用者からおおむね好評であった一方、透明性、情報価値の向上という点からは、改善の余地がある。監査人による手続の結果や見解も記載すべき
- 利用者からKAMだけでなく、財務諸表の注記や有報の記述情報も併せて充実させることが期待されている。また、監査役の活動状況についても開示の拡充が求められている
- KAMが利用者にアラート情報として受け止められる懸念があるようだが、会社とのコミュニケーションを積み重ねることにより、理解が深化することが期待される



# 参考資料①

## ■ 金融庁

- 2016年3月8日 会計監査の信頼性確保のために「会計監査の在り方に関する懇談会」提言
- 2018年7月5日 企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」

## ■ 日本公認会計士協会

- 2017年11月17日 KAM試行の取りまとめ
- 2019年2月27日 監査基準委員会報告書 701
- 2020年5月14日改正 監査報告書に係るQ&A
- 2020年10月8日「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート

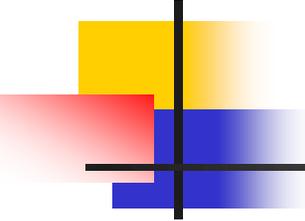
## ■ 内閣府令

- 2018年11月30日 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

## ■ 監査懇話会

- 2018年3月28日 第214回監査実務研究会 監査報告書の透明化
- 2019年2月21日 第224回監査実務研究会 監査報告書の透明化（第二弾）

## ■ 2020年3月期にKAMを早期適用した各社の監査報告書



# 参考資料②

## ■ 日本監査役協会

- 2020年2月29日 月刊監査役 No.706 第89回監査役全国会議 第2分科会
- 2020年4月25日 月刊監査役 No.708 特別対談
- 2020年6月8日 監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集・統合版
- 2020年10月25日 月刊監査役 No.714 羅針盤
- 2020年11月30日 監査上の主要な検討事項（KAM）の早期適用に関する実態と分析
- 2020年12月25日 月刊監査役 No.716 コロナ禍における監査役等とのコミュニケーション
- 2021年1月25日 月刊監査役 No.717 投資家が監査役等に求める対話とは

## ■ 商事法務

- No.2215 2019年11月25日「監査上の主要な検討事項」の法的検討（上）
- No.2217 2019年12月15日「監査上の主要な検討事項」の法的検討（下）

## ■ BP開示資料

- Annual Report and Form 20-F 2019
- Energy Outlook 2020